

放送大学附属図書館長選考規程

平成5年1月20日

放送大学規程第6号

改正 平成15年10月1日、令和2年9月23日、

令和5年3月22日

(目的)

第1条 この規程は、附属図書館長（以下「館長」という。）の候補者の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(館長候補者の選考)

第2条 館長の候補者（以下「館長候補者」という。）の選考は、学長が行う。

2 学長は、前項の選考に当たっては、評議会の意見を聴くものとする。

(選考の時期)

第3条 館長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- 一 館長の任期が満了するとき。
- 二 館長が辞任を申し出たとき。
- 三 館長が欠員となったとき。

2 前項の選考は、同項第1号の場合は、原則として任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号の場合は、その事由が生じた後速やかに行うものとする。

(再選考)

第4条 館長候補者が辞退し、又は館長に就任することができなかつたときは、前2条の規定により再選考を行う。

(任期)

第5条 館長の任期は2年とし、再任されることができない。ただし、引き続き6年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、館長が任期の途中において定年又は放送大学の教員等の任期に関する規則（令和2年放送大学学園規則第1号）第3条第1項、第6項若しくは附則第2項の規定による任期の満了により退職することとなる場合は、前項の任期は当該退職の日までとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議会の議に基づき、学長が定める。

附 則

この規程は、平成5年1月20日から施行し、平成5年4月1日以降就任する館長候補者の選考から適用する。

附 則（平成15年10月1日）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（令和2年9月23日）

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。